

議案第 1 4 4 号

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 児童福祉法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出
する。

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
9月世田谷区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。